

災害からお店を力強く守る  
**店舗総合保険**  
さまざまな角度からしっかり守る



※詳細につきましては、別紙の「重要事項のご説明」をご一読いただき、内容をご確認ください。

## この保険の対象は…

店舗・事務所等の建物（店舗兼住宅などの「併用住宅」も含まれます。）および、これらに収容される商品、営業用什器・備品、家財等の動産です。ただし、屋外設備・装置、野積みの動産等を保険の対象とすることはできません。<sup>(注)</sup>また、次に掲げる物は、保険契約申込書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

①門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

②貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董<sup>こつとう</sup>等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、雛型<sup>ひながた</sup>、鋳型<sup>いがた</sup>等その他これらに類するもの

※保険の対象に含める際には、見積書や領収書等の価額が把握できる客観的資料が必要となります。

（注）屋外設備・装置、野積みの動産等を保険の対象とする場合は別途他の保険商品をご案内させていただきます。

## この保険でお支払いの対象となる事故は…

あなたの大切な建物（店舗・事務所等）や什器・備品等をこのような災害からお守りします。

### 1 火災



【事故例】

- ・火事で店舗が燃えてしまった。
- ・隣家の消火活動に伴い、店舗が水浸しになってしまった。

### 5 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等



【事故例】

- ・他人の車両が飛び込んできて店舗の壁が壊れてしまった。
- ・野球ボールが飛んできて窓ガラスが割れてしまった。

### 9 水災



【事故例】

- ・大雨で店舗が地盤面より45cmを超える浸水を被り、商品が濡れて壊れてしまった。
- ・集中豪雨による土砂崩れで店舗が壊れてしまった。

### 2 落雷



【事故例】

- ・落雷の衝撃で店舗が壊れてしまった。
- ・落雷の際の異常電流により電化製品が壊れてしまった。

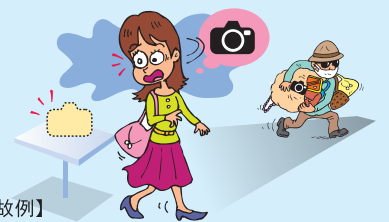
### 6 給排水設備に生じた事故による水濡れまたは他の戸室で生じた事故による水濡れ<sup>(注2)</sup>



【事故例】

- ・水道管が破裂し、店舗の中が水浸しになってしまった。
- ・他人の部屋の蛇口の閉め忘れが原因で、店舗が水浸しになってしまった。

### 10 持ち出し家財の損害



【事故例】

- ・旅行先のホテルにて、持ってきたカメラが盗まれてしまった。

※現金・預貯金証書は対象外です。

### 3 破裂・爆発



【事故例】

- ・ガス漏れによってキッチンが爆発してしまった。
- ・ボイラーが爆発した際に、店舗が壊れてしまった。

### 7 騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴行<sup>そうじょう</sup>



【事故例】

- ・デモ隊と機動隊の衝突により、店舗の壁が壊れてしまった。

### 11 地震（地震保険）<sup>(注3)</sup>

○併用住宅建物、家財をご契約する場合に自動的にセットされます（セットしないことも可能です）。ただし、地震保険を単独でご契約いただくことはできません。

【事故例】

- ・地震による火災で家が燃えてしまった。
- ・地震による津波で家と家財が流されてしまった。

※保険期間（ご契約期間）の途中における任意の時期に地震保険をご契約することも可能です。

### 4 風災・雹災<sup>ひょう</sup>・雪災<sup>(注1)</sup>



【事故例】

- ・台風で窓ガラスが割れてしまった。
- ・台風で屋根が壊れ、店舗の中が水浸しになってしまった。

### 8 建物・動産の盗難による損害



【事故例】

- ・泥棒によって窓ガラスを割られ、家財が盗まれてしまった。

※1商品は対象外です。

※2家財もしくは設備・什器等を保険の対象とした場合、建物内における現金・預貯金証書の盗難を補償します。詳細につきましては、P3をご確認ください。

（注1）台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）、をいいます。なお、吹込みまたは雨漏り等による損害については、建物の外側の部分<sup>\*</sup>が破損した場合のみ補償します。

※外壁、屋根、開口部等をいいます。








（注2）水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。

（注3）地震保険をご契約しない場合には、地震による火災損害（地震による延焼・拡大損害を含みます。）についても保険金をお支払いできません。（『地震火災費用保険金』はお支払いの対象になる場合があります。）

※詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご一読いただき、内容をご確認くださいようお願いいたします。



## 損害保険金に付随して支払われる主な費用保険金

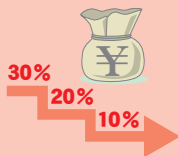
損害保険金に付随して支払われる費用保険金		内 容
普通保険約款に基づく費用保険金	臨時費用保険金	左記1～7の事故により保険金が支払われる場合に、その事故により臨時に生ずる費用に対して損害保険金の30%（1事故500万円限度）をお支払いします。 
	残存物取片づけ費用保険金	左記1～7の事故により保険金が支払われる場合に、その損害を受けた保険の対象の取片づけに要した費用の実費（損害保険金の10%限度）をお支払いします。 
	失火見舞費用保険金	左記1, 3の事故により他人の所有物を滅失・損傷・汚損した場合、被災世帯数×1世帯あたり支払額20万円（1事故につき保険金額（ご契約金額）の20%を限度）をお支払いします。 
	損害防止費用保険金	左記1～3による損害の防止または軽減のために支出した費用（消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等）をお支払いします。 
	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象または保険の対象である動産を収容する建物が一定以上の損害を受けた場合に保険金額（ご契約金額）の5%（1事故1敷地内300万円限度）をお支払いします。 
	修理付帯費用保険金	左記1～3により損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたり、当社の承認を得て支出した費用について、1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額（ご契約金額）の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします（ただし、住居部分にかかる費用は除きます。）。 
価額協定保険特約をセットした場合		内 容
特別費用保険金		左記1～8の事故により保険の対象である建物、家財が全損となった場合に、損害保険金の10%（1事故1敷地内200万円限度）を特別費用保険金としてお支払いします。 

## 保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者や被保険者（保険の補償を受けられる方）またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
  - 事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
  - 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
  - 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（ただし、上記『地震火災費用保険金』はお支払いの対象となる場合があります。）
  - 核燃料物質に起因する事故によって生じた損害
  - 保険料領収前に生じた事故による損害
  - 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
  - すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損（保険の対象に支障をきたさない損害）
  - 次の損害（ただし、左記の1～10の事故によって生じた場合を除きます。）
    - ・電気的事故による炭化または溶融によって生じた損害
    - ・機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
    - ・亀裂、変形その他これらに類似の損害
  - 左記『11地震（地震保険）』について、地震等が発生してから10日を経過した後に生じた損害 等
- ※詳細につきましては「重要事項のご説明」または「ご契約のしおり」をご一読いただき、内容をご確認くださいようお願いいたします。

## プラスできる主なオプション

### 臨時費用保険金支払方法変更特約



「臨時費用保険金」の損害保険金に対する支払割合を30%から10%または20%に変更する特約です。この特約をセットすることで保険料が割引されますので、保険料節減策としてもご検討ください。  
※1事故1敷地内100万円が限度となります。また、その他保険料節減策として臨時費用保険金を補償対象外とする「臨時費用保険金補償対象外特約（普通火災・一般物件用）」もございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 借家人賠償責任補償特約



被保険者が借用する戸室からの火災等によって、借用戸室が損害を受けた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することで被った損害に対して保険金をお支払いします。

### 店舗賠償責任補償特約



建物等の施設の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活に起因する事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

その他にも様々なオプション特約をご用意しております。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。

# 補償内容一覧

## 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額一覧表

※下記はあくまで一般的なお引受けによる補償内容となります。特約により補償内容を変更された場合はその内容に従います。

No	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額								
	事故の種類	損害の程度、支払条件等									
損害保険金	1	火災 ※消防活動による水濡れ損害も含まれます。	$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{保険価額(時価)} \times 80\%}$ ※保険金額または損害額のいずれか低い額が限度 (注) 保険金額(ご契約金額)が時価の80%以上の場合は、損害額を保険金額を限度にお支払いします。								
	2	落雷									
	3	破裂・爆発									
	4	風災・雹災・雪災 ※吹き込みまたは雨漏り等による損害については、建物またはその一部が風災等によって直接破損した場合にのみ補償の対象となります。		損害額が20万円以上となった場合							
	5	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等									
	6	水濡れ (給排水設備に生じた事故による水濡れ、他の戸室で生じた事故による水濡れ) ※水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。		—							
	7	騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為									
8	(1) 盗難 (盗難による建物および動産の盗取、損傷、汚損)	建物、家財、設備、什器等 (下記貴金属等を除きます。) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石等 ※ただし保険契約申込書に明記されているものに限り。	同上 ※ただし1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度								
	(2) 建物内における現金・預貯金証書の盗難 (家財もしくは設備・什器を保険の対象とした場合)	(預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金の引き出された事実がある場合)	損害額 ※1事故1敷地内につき、限度額は次のとおり。 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>現金</th> <th>預貯金証書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財</td> <td>20万円</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>設備・什器</td> <td>30万円</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	保険の対象	現金	預貯金証書	家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	設備・什器	30万円
保険の対象	現金	預貯金証書									
家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額									
設備・什器	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額									
水害保険金	9	水災 (台風・暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等)	建物・家財 ① 損害額が保険価額の30%以上となった場合 ② 損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合 ③ 損害額が保険価額の15%未満の場合	保険金額×損害額/保険価額(時価)×70% ※保険金額が保険価額を超えるときは保険価額が限度 ② 保険金額×10% ※1事故1敷地内につき200万円限度 ③ 保険金額×5% ※1事故1敷地内につき100万円限度							
			設備・什器等 ④ 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	左記②、③、④の保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は、1事故1敷地内につき200万円限度							
10	持ち出し家財保険金	旅行等のため一時的に持ち出した家財が日本国内の他の建物において1～8(1)の損害を受けた場合	損害額(時価) ※家財の保険金額×20%または1事故につき100万円のいずれか低い額が限度								
費用保険金	11	臨時費用保険金	1～7の事故により損害保険金をお支払いする場合	損害保険金×30% ※1事故1敷地内につき500万円限度							
	12	残存物取片づけ費用保険金	1～7の事故により損害保険金をお支払いする場合	実費 ※損害保険金×10%限度							
	13	失火見舞費用保険金	1、3の事故により他人の所有物を滅失・損傷・汚損させた場合 ※第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発により被保険者の保険の対象が損傷を受け、この保険の対象を経由して第三者の所有物を延焼した場合を除きます。	被災世帯数×20万円 ※1事故につき保険金額の20%限度							
	14	損害防止費用保険金	1～3の事故の際に損害の防止または軽減に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合	$\text{実費} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)} \times 80\%}$ ※実費が限度 (注) 保険金額(ご契約金額)が時価の80%以上の場合は、費用の実費をお支払いします。							
	15	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象または保険の対象である動産を収容する建物が半焼以上の損害を受けた場合	保険金額×5% ※1事故1敷地内につき300万円が限度							
	16	修理付帯費用保険金	1～3の事故により損害が生じた結果、復旧に当たり弊社の承認を得て必要かつ有益な費用を支出した場合	実費 ※1事故1敷地内につき保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度							
	17	特別費用保険金 ※「価額協定保険特約」をセットした場合のみ対象	1～8(1)の事故により、保険の対象である建物、家財が全損になった場合	1～8(1)の事故に対する損害保険金×10% ※1事故1敷地につき200万円限度							

# 保険の対象の評価の基準について

保険の対象となる物件の評価額を算出する基準には「再調達価額(新価)」と「時価」の2通りがあります。評価の基準は保険金額(ご契約金額)を決定するための基準であり、損害保険金をお支払いする際の基準にもなります。

〈「再調達価額(新価)」と「時価」の基準による評価額について〉(例)

- 保険の対象: 建物
- 建築年次: 平成元年
- 新築当時の建築価額: 10,000千円(基礎含む)
- 所在地: 沖縄
- 建物構造: 鉄骨造(2級)
- 経過年数: 27年
- 経年減価率: 1年あたり1.4%

## 再調達価額(新価)による評価額

■ 建物や設備・什器等、家財を修理、再築・再調達するために必要な金額を基準にした評価額です。

27年前に鉄骨造の建物を  
**10,000千円**で新築

### 〈再調達価額(新価)による評価額〉

平成27年時点

$$\begin{array}{l} \text{建築時の新築価額} \quad \text{建築費倍率(注)} \\ 10,000千円 \quad \times \quad 1.03 \\ = \mathbf{10,300千円} \end{array}$$

(注) 同等のものを新たに建築するのに必要な価額の上昇率

事故 ↓ 発生

■ 再調達価額(新価)による評価額でご契約金額(保険金額)を設定した場合、ご契約金額を限度として、同等の新築建物等を取得または修理するための十分な保険金をお受け取りいただけます(価額協定保険特約をセットした場合です)。

## 時価による評価額

■ 再調達価額(新価)による評価額から使用による消耗分(減価額)を差し引いた額を基準にした評価額です。

### 〈時価による評価額〉

平成27年時点

$$\begin{array}{l} \text{新価による評価額} \quad \text{経年減価率} \quad \text{経過年数} \\ 10,300千円 \times \{100\% - (1.4\% \times 27年)\} \\ = \mathbf{6,407千円} \end{array}$$

事故 ↓ 発生

■ 時価による評価額でご契約金額(保険金額)を設定した場合、保険金は時価を基準にお支払いしますので、再築や修理をするために実際に必要な費用とお受け取りいただく保険金の間に差額(減価分)が発生してしまいます。

## 価額協定保険特約のすすめ

店舗総合保険の建物と家財には、価額協定保険特約をセットすることができます(ただし、建物は面積が1,500㎡未満で所定の条件を満たす建物に限られます)。

この特約では、再調達価額(新価)を保険金額(ご契約金額)として契約できますので、万が一の場合に保険金だけで建物・家財の再築・再調達が可能です。より大きな安心のために、価額協定保険特約をぜひご利用ください。

※この特約をセットした場合においても、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石、書画、骨董<sup>こっとう</sup>などをご契約の対象とする場合には、保険価額および損害の額は時価を基準に算出します。

### ● 価額協定保険特約をセットすると

**1** 損害額を再調達価額(新価)基準でお支払いします。

(保険金額(ご契約金額)を限度とします。)

**2** 同等の建物を新たに建てるのに必要な額をお支払いします。

(約定付保割合を100%に設定した場合です。)

**3** 特別費用保険金をお支払いします。

建物または家財が全損になった場合に損害保険金の10%(1事故1敷地内につき200万円限度)をお支払いします。

[ご注意] ご契約後に建物の増築・改築・一部取壊しなどによって、その価額が著しく増減した場合にはその旨を取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知のない場合は、この特約による保険金をお支払いできない場合があります。

### ● 保険金額(ご契約金額)の設定方法は

次の式により算出します。

保険金額(ご契約金額) = 評価額 × 約定付保割合

#### 評 価 額

ご契約の際、建物は再調達価額、家財は再調達価額または時価額により評価額を決めさせていただきます。

#### 約定付保割合

評価額に対して保険に加入する割合をいい、  
100% } の3種類から選んでいただきます。  
80% }  
60% }

さらに!!

価額協定保険特約をセットすることで、保険料が10%割引となります。この機会にぜひセットすることをご検討ください。



# 店舗休業保険特約

前記の1～9の事故またはこれらを原因とする電気、ガス、水道などの敷地外配線配管の事故による供給停止により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、休業期間中の「粗利益<sup>(注)</sup>」をお支払いします。

(注)粗利益とは

売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた額です。粗利益には営業利益および人件費・税金・発送費・広告費・減価償却費などの経費が含まれます。

## ●保険金額(ご契約金額)の設定方法

ご契約金額は、1日あたりの粗利益額を基準にします。(1事業所につき100万円を限度とします。)

$$\text{保険金額} = \text{1日当たりの粗利益額}$$

## 保険金のお支払い方法

保険金は、ご契約の保険金額(1日当たりの粗利益)を休業日数分お支払いします。(風災・雹災<sup>ひょう</sup>・雪災、水災による損失、または電話などの公共施設の事故による損失については、3日間の免責が適用されます。)ただし、休業日数には定休日を含まず、また約定復旧期間が限度となります。

$$\text{お支払い保険金} = \text{保険金額} \times \text{休業日数} \left[ \begin{array}{l} \text{約定復旧期間が} \\ \text{限度となります。} \end{array} \right]$$

1日あたりの粗利益を10万円としてご契約された場合において、20日間休業したときは200万円を保険金としてお支払いします。

$$\text{ご契約金額10万円} \times \text{休業日数20日} = \text{お支払い保険金200万円}$$

※お支払いする保険金の額は、復旧期間内の売上減少高に支払限度率(注1)を乗じて得た額から復旧期間内に支払いを免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。

(注1)最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

(注2)休業日数短縮費用保険金

休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用について、減少させることができた休業日数に保険金額(ご契約金額)を乗じて得た額を限度にお支払いします。

(注3)保険金額の自動復元について

保険金をお支払いした場合でも、保険金額は減額されません。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 店舗総合保険においてお支払いできない場合の損害
- 万引きによる損害
- 冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止によっておこった温度変化による損害
- 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害による損害
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛型<sup>ひながた</sup>、鑄型<sup>いがた</sup>等その他これらに類するものの損害  
(申込書に明記した場合でも補償の対象外となります。)

## 主な保険料割引制度

### ●警備状況割引

保険の対象である建物に、警備業法に定める警備業者が常駐している等、一定の条件を満たしている建物、家財、什器備品、商品製品等が適用対象となります。

### ●消火設備割引

建物に設置されている屋内消火栓、自動火災報知機、スプリンクラー等の消火設備が設置されており、「消防要員が常駐している」等の一定の基準を満たす場合に適用されます。

※割引適用の際には、確認資料等をご提出いただくなどそれぞれ一定の適用条件がございます。詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。  
※地震保険には建築年割引、耐震等級割引、免震建築割引、耐震診断割引制度がございます。詳細につきましては「地震保険ご契約のしおり」をご覧ください。

## ご契約の際にご注意いただきたいこと

### 1. 保険の対象について

○ご契約の対象となるもの○

- (1)店舗、事務所、店舗兼住宅などの併用住宅およびこれらの付属建物
- (2)(1)に收容される商品、営業用什器・備品、家財等の動産

○ご契約の対象とならないもの○

- (1)自動車、自動三輪車、自動二輪車(ただし、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は保険の対象とすることができます。)
- (2)通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物(ただし、家財もしくは設備・什器を保険の対象とした場合で、生活用の通貨、預貯金証書が盗難によって損害を受けたときには、下記の限度額内で補償されます。)

保険の対象	現金	預貯金証書
家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
設備・什器	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

(3)次に掲げる物で、保険証券に明記されていないもの

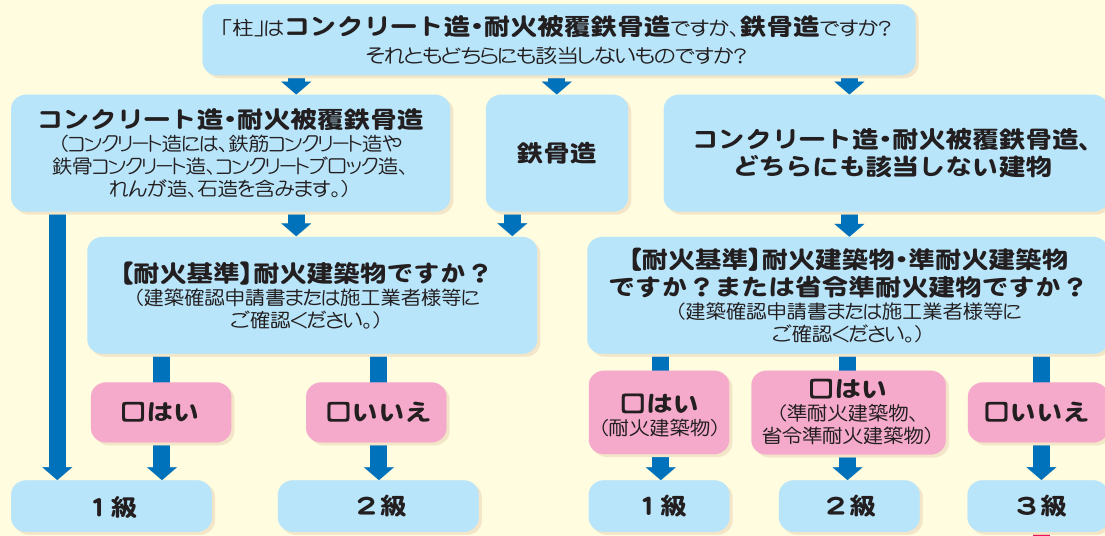
- ①門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ②貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛型<sup>ひながた</sup>、鑄型<sup>いがた</sup>、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの

○構造級別について

保険の対象である建物(または保険の対象を収容する建物)の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下フローチャートに従い必ず構造をご確認ください。

・建物の構造級別は、コンクリート造、鉄骨造、木造といった「柱」の種類に着目して判定します。ただし、「耐火建築物」、「準耐火建築物」または「省令準耐火建築物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造を判定します。【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書のように建物の耐火性能が判定できる書面または施工業者様もしくは不動産業者様(以下「施工業者様等」といいます。)による証明書を提出いただく場合があります。

## 構造級別判定フローチャート



### 更新契約の場合は以下の点をご確認ください。

上記フローチャートの結果、「3級」と判定された場合で、2010年1月1日以前始期のご契約で構造級別が「2級」と判定されているご契約の場合、経過措置(激変緩和料率)の対象となりますので、ご契約にあたり取扱代理店または弊社までお申し出ください。(次の構造の場合が該当します。)

- ① 「外壁」が「コンクリート(ALC板、押出成形セメント板含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物
- ② 土蔵造建物

※1 建物の柱が複数の異なる種類から建築されている場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※2 木造建物等で耐火建築物、準耐火建築物または省令準耐火建物に該当する場合、「柱」だけで判定した場合(3級)と比べて保険料が安くなります。特に、「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

## 2. 保険金額(ご契約金額)の設定について

保険価額(時価)が保険金額を決めるときの基準となります。下記の内容をご確認いただき、時価いっぱい設定ください。

- (1) 保険金額を時価より低く設定された場合、損害額の一部しかお支払いできないことがあります。保険金額が時価の80%未満の場合はお支払いする損害保険金は実際の損害額を下回るようになります。
- (2) 時価を超えて保険金額を設定した場合、超過部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (3) 同種の危険を補償する他の保険契約等がある場合には必ずお申し出ください。ご契約の際には、他の保険契約の保険金額と併せて時価いっぱいになるよう設定してください。

## 3. 保険期間(ご契約期間)について

保険期間(ご契約期間)は、1年となります(1年未満での短期のご契約も可能です)。ただし、長期保険保険料一括払特約を付帯した場合は2年～5年まで設定することができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 4. ご契約時にお知らせいただきたいこと

### (1) 保険契約申込書の記載事項について(告知義務)

保険契約申込書等に★または☆が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっていた場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払い出来ないことがありますのでご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)

### (2) 他人のためのご契約

他人の所有する建物やこれに収容する動産を保険の対象とする保険を契約する場合は、保険契約申込書にその旨必ずお申し出ください。保険金をお受け取りいただける方は所有者の方となりますのでご注意ください。

## 5. ご契約の重大事由による解除について

● 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合は保険契約を解除することができます。

● 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合は保険契約を解除することができます。

● 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合には保険契約を解除することができます。

- ・反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与が認められる場合
- ・反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
- ・法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
- ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

## 6. 特約の重複補償について

借家人賠償責任補償特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。詳細につきましては「重要事項のご説明」をご覧ください。

## 7. 満期返れい金について

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 8. 解約返れい金について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間(ご契約期間)のうち未経過であった期間に対して、弊社規定により算出した保険料を解約返れい金としてお支払いします。詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 9. クーリングオフ制度について

ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳細につきましては「重要事項のご説明」をご覧ください。

## 10. 税法上の取扱いについて

地震保険をセットでご契約いただいた場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年<sup>(注)</sup>の課税対象額から控除されます(平成26年4月現在)。

(注)長期のご契約の場合は保険料の払込方法によって異なる取扱いとなることがあります。

※詳細につきましては「ご契約のしおり」をご一読いただき、内容をご確認くださいませようお願いします。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

### 1. ご契約後に、ご契約内容に次の変更がある場合には、必ずご連絡ください。変更のお手続きがない場合には、ご契約が解除される場合があります(通知義務)。

保険契約申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。「建物の構造または用途を変更する場合」、「店舗の移転などにより、保険の対象を他の場所に移転する場合」は、「通知義務」の対象となります。以下の場合は通知義務の対象ではありませんが、遅滞なくご連絡ください。

- (1)ご契約者の保険証券記載の住所または通知先を変更する場合
- (2)建物などを売却・譲渡などにより名義変更する場合
- (3)建物の増築、改築等によって、保険の対象の価額が増加または減少した場合
- (4)事故が発生した場合 等

### 2. 保険金をお支払いした後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額の80%に相当する額を超えた場合には、ご契約は損害発生時に終了します。80%未満であれば、保険金のお支払いが何回あったとしても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

### 3. 保険料領収証・保険証券について

保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

### 4. 損害保険契約者保護機構について

損害保険において、引受保険会社の経営が破綻した場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。詳細につきましては「重要事項のご説明」をご確認ください。

### 5. 個人情報の取扱いについて

保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳細につきましては「重要事項のご説明」をご確認ください。

## 万が一事故が起きた場合には

- すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 損害賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。この保険には、保険会社がご契約者または被保険者に代わって直接被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万が一、ご契約者(被保険者)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。

このパンフレットは店舗総合保険の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款および特約により異なりますが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

## 保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** **ナビダイヤル** 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます。)

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

「この島の損保。」

## 大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番地1号  
〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記にご連絡ください。

**お問い合わせ・ご相談** ☎0120-671-071(お客さま相談センター)

**ご不満・ご意見・ご要望** ☎0120-331-308(お客さま相談センター)

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00

(土日・祝日、および12/31～1/3を除きます。)

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

**事故受付センター** (平日午前9:00～午後5:00) ☎098-869-3119

※夜間事故受付(平日夜間(午後5:00～翌朝9:00)および土日・祝日、12/31～1/3)は、下記専用ダイヤルにご連絡ください。

 **0120-091-161**(通話料無料)

●お申し込み・お問い合わせは